

福岡県公報

平成31年4月12日
第4084号

目次

告示(第315号-第327号)

○都市計画法の開発許可に係る区域指定	(都市計画課) ……………	1
○都市計画法の開発許可に係る区域指定	(都市計画課) ……………	1
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	2
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	2
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	2
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) ……………	2
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) ……………	3
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) ……………	5
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) ……………	5
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課) ……………	7
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課) ……………	7
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課) ……………	7

公告

○意見募集の結果の公示	(財産活用課) ……………	8
○福岡県土地利用基本計画の変更	(総合政策課) ……………	8
○地域雇用開発促進法に基づき策定した雇用開発計画の公表	(労働政策課) ……………	8
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) ……………	8
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課) ……………	9

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	9
○建築基準法に基づく道路の指定	(建築指導課) ……………	10
○都市計画事業の施行	(公園街路課) ……………	10

告示

福岡県告示第315号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成16年福岡県条例第21号)第6条第1項第1号の規定により、同号の表イの項に掲げる基準の全てを満たす土地の区域を指定したので、同条第4項において準用する第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定した土地の名称
小郡市乙隈地区
- 2 指定した土地の区域
小郡市乙隈の一部

福岡県告示第316号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成16年福岡県条例第21号)第6条第1項第1号の規定により、同号の表イの項に掲げる基準の全てを満たす土地の区域を指定したので、同条第4項において準用する第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

1 指定した土地の名称

小郡市干潟・立石地区

2 指定した土地の区域

小郡市干潟、吹上、井上及び山隈の各一部

福岡県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年4月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	片縄線 下白水	春日市下白水北七丁目8番1先から 春日市下白水北七丁目7番1先まで

福岡県告示第318号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉市黒川字疣目3579の4

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第319号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉市須川字三反田174の20、202の6

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第320号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

宗像市神湊字新川先1278の4から1278の6まで

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

福岡県告示第321号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	31年5月13日	10:00～12:00 13:00～15:00	新宮相島漁業協同組合本所	新宮町
	31年5月14日	10:00～12:00 13:00～15:00	新宮町役場	
	31年5月15日	10:00～12:00 13:00～15:00	新宮町役場	
	31年5月16日	10:00～12:00 13:00～15:00	古賀東区公民館	古賀市
	31年5月17日	10:00～12:00 13:00～15:00	古賀東区公民館	
	31年5月20日	10:00～12:00 13:00～15:00	古賀東区公民館	
	31年5月21日	10:00～12:00 13:00～15:00	須恵町カルチャーセンター 大会議室	須恵町
	31年5月22日	10:00～12:00 13:00～15:00	宇美町消防会館	宇美町
	31年5月23日	10:00～12:00 13:00～15:00	粕屋町役場北側車庫	粕屋町
	31年5月27日	10:00～12:00 13:00～15:00	シーメイトエントランス	志免町
	31年5月28日	10:00～12:00 13:00～15:00	久山町役場 旧森林組合横	久山町
	31年5月29日	10:00～12:00 13:00～15:00	篠栗町総合保健福祉センター オアシス篠栗 研修室	篠栗町
				新宮町 古賀市

	31年5月30日から 31年7月29日まで	左欄の間に行う検査については、新宮町、古賀市、須恵町、宇美町、粕屋町、志免町、久山町及び篠栗町と協議の上、指示する。	須恵町 宇美町 粕屋町 志免町 久山町 篠栗町
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	31年5月30日から 31年7月29日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	新宮町 古賀市 須恵町 宇美町 粕屋町 志免町 久山町 篠栗町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	31年5月30日から 31年7月29日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	新宮町 古賀市 須恵町 宇美町 粕屋町 志免町 久山町 篠栗町

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	31年5月30日から 31年8月29日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	新宮町 古賀市 須恵町 宇美町 粕屋町 志免町 久山町 篠栗町

福岡県告示第322号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器

の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	31年6月3日	10:00～12:00 13:00～15:00	J A 筑前あさくら東峰支店 経済	東峰村
	31年6月4日	10:30～12:00 13:00～15:00	小石原公民館	
	31年6月5日	10:00～12:00 13:00～15:00	筑前町役場	筑前町
	31年6月6日	10:00～12:00 13:00～15:00	筑前町役場	
	31年6月10日	10:00～12:00 13:00～15:00	めくばー	
	31年6月11日	10:00～12:00 13:00～15:00	ファームステーションバサロ	朝倉市
	31年6月12日	10:00～12:00 13:00～15:00	久喜宮コミュニティ	
	31年6月13日	10:00～12:00 13:00～15:00	J A 筑前あさくら杷木支店	
	31年6月14日	10:00～12:00 13:00～15:00	三連水車の里あさくら	
	31年6月17日	10:00～12:00 13:00～15:00	朝倉体育センター	
	31年6月18日	10:00～12:00 13:00～15:00	あきづき市場	朝倉市役所
	31年6月19日	10:00～12:00 13:00～15:00	朝倉市役所	

イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	31年6月20日	10:00～12:00 13:00～15:00	朝倉市役所	小郡市
	31年6月21日	10:00～12:00 13:00～15:00	朝倉市役所	
	31年6月24日	10:00～12:00 13:00～15:00	朝倉市役所	
	31年7月1日	10:00～12:00 13:00～15:00	小郡市体育館 柔剣道場	小郡市
	31年7月2日	10:00～12:00 13:00～15:00	小郡市体育館 柔剣道場	
	31年7月3日	10:00～12:00 13:00～15:00	大刀洗町役場	大刀洗町
	31年7月4日から 31年9月3日まで	左欄の間に行う検査については、東峰村、筑前町、朝倉市、小郡市及び大刀洗町と協議の上、指示する		東峰村 筑前町 朝倉市 小郡市 大刀洗町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	31年7月4日から 31年9月3日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		東峰村 筑前町 朝倉市 小郡市 大刀洗町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	31年7月4日から 31年9月3日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		東峰村 筑前町 朝倉市 小郡市 大刀洗町

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	31年7月4日から 31年10月3日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		東峰村 筑前町 朝倉市 小郡市 大刀洗町

福岡県告示第323号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	31年7月4日	10:00～12:00	小波瀬コミュニティセンター	苅田町
		13:00～15:00	三原文化会館	
	31年7月5日	10:00～12:00	三原文化会館	
		13:00～15:00		
	31年7月8日	10:00～12:00	みやこ町中央公民館	みやこ町
		13:00～15:00		
	31年7月9日	10:00～12:00	みやこ町豊津公民館	
		13:00～15:00		
	31年7月10日	10:00～12:00	みやこ町勝山体育館	
		13:00～15:00		
31年7月17日	10:00～12:00	行橋市仲津公民館	行橋市	
	13:00～15:00	行橋市今川公民館		
31年7月18日	10:00～12:00	行橋市延永公民館		
	13:00～15:00	行橋市行橋南公民館		
31年7月19日	10:00～12:00	行橋市行橋南公民館		
	13:00～15:00			

	31年7月22日	10:00～12:00 13:00～15:00	行橋市行橋南公民館	
	31年7月23日から 31年9月22日まで		左欄の間に行う検査については、苅田町、みやこ町及び行橋市と協議の上、指示する。	苅田町 みやこ町 行橋市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	31年7月23日から 31年9月22日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	苅田町 みやこ町 行橋市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	31年7月23日から 31年9月22日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	苅田町 みやこ町 行橋市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	31年7月23日から 31年10月22日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	苅田町 みやこ町 行橋市

福岡県告示第324号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	31年7月23日	10:00～12:00 13:00～15:00	赤村住民センター 大ホール前ロビー	赤村
	31年7月24日	10:00～12:00 13:00～15:00	道の駅 欲遊舎ひこさん	添田町
	31年7月25日	10:00～12:00 13:00～15:00	道の駅 欲遊舎ひこさん	
	31年7月26日	10:00～12:00 13:00～15:00	添田町役場	
	31年7月29日	10:00～12:00 13:00～15:00	大任町役場	大任町
	31年7月30日	10:00～12:00 13:00～15:00	川崎町下真崎公民館	川崎町
	31年7月31日	10:00～12:00 13:00～15:00	川崎町民会館	
	31年8月1日	10:00～12:00 13:00～15:00	福智町中央公民館	福智町
	31年8月2日	10:00～12:00 13:00～15:00	福智町公民館方城分館	
	31年8月5日	10:00～12:00 13:00～15:00	福智町公民館金田分館	
	31年8月6日	10:00～12:00 13:00～15:00	香春町生涯学習センター (フレッシュワークかわら) 多目的ホール	香春町
	31年8月7日	10:00～12:00 13:00～15:00	香春町生涯学習センター (フレッシュワークかわら) 多目的ホール	
	31年8月19日	10:00～12:00 13:00～15:00	糸田町役場敷地内駐車場	糸田町

31年8月20日	10:00～12:00 13:00～15:00	田川文化センター 1階展示ホール	田川市
31年8月21日	10:00～12:00 13:00～15:00	田川文化センター 1階展示ホール	
31年8月22日	10:00～12:00 13:00～15:00	田川文化センター 1階展示ホール	
31年8月23日	10:00～12:00 13:00～15:00	田川文化センター 1階展示ホール	
31年8月24日から 31年10月23日まで		左欄の間に行う検査については、赤村、添田町、大任町、川崎町、福智町、香春町、糸田町及び田川市と協議の上、指示する。	赤村 添田町 大任町 川崎町 福智町 香春町 糸田町 田川市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	31年8月24日から 31年10月23日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	赤村 添田町 大任町 川崎町 福智町 香春町 糸田町 田川市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	31年8月24日から 31年10月23日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	赤村 添田町 大任町 川崎町 福智町 香春町 糸田町 田川市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
------	-------	------	------	------

特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	31年8月24日から 31年11月23日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	赤村 添田町 大任町 川崎町 福智町 香春町 糸田町 田川市
--	---------------------------	---------------------------------------	---

福岡県告示第325号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
朝居25	医療法人ちふみ会 やまもと消化器 内科	朝倉郡筑前町依井 489 番地	H 31・2・1	居管・予居管
春居130	きらり薬局 春日 店	春日市若葉台西四丁目2 Kビル若葉台1階102号	H 31・3・1	居管・予居管
糸島地居 133	ココカラファイン 薬局 波多江店	糸島市波多江駅南一丁目6 - 15	H 31・3・1	居管・予居管
像介福6	ユニット型特別 介護老人ホーム あかま	宗像市田久三丁目11-1	H 31・1・1	老福
像居125	ヘルパーステー ションいなもと	宗像市稲元三丁目1-35	H 31・2・1	訪介・一号訪

宮居23	あかり介護ステ ーション	宮若市宮田103-4	H 31・2・28	一号訪
------	-----------------	------------	-----------	-----

福岡県告示第326号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大介158	落合耳鼻咽喉科医院	大牟田市不知火町一丁目6-1	H 30・12・31
福津介護 6	江藤歯科医院	福津市花見の里三丁目9-8	H 31・1・31
糸島地介 歯25	かんだ歯科医院	糸島市二丈深江貝田1147-17	H 31・1・31
大介薬127	有限会社てがま調剤薬局	大牟田市大字手鎌897	H 31・1・31
像居75	宗像病院訪問看護ステ ーションわだち	宗像市光岡130	H 29・4・30

福岡県告示第327号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4

項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大介285	上村耳鼻咽喉科医院	かみむら耳鼻咽喉科	大牟田市明治町一丁目2-1	H 31・1・23

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大介285	かみむら耳鼻咽喉科	大牟田市新栄町16-5 深町ビル2F	大牟田市明治町一丁目2-1	H 31・1・23

公 告

公告

福岡県財務規則の一部を改正する規則案について、平成31年1月18日から同年2月18日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成31年3月29日に公布しました。

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

総務部財産活用課調整係

電話：092-643-3086

メールアドレス：zaisan@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県土地利用基本計画（昭和50年9月22日策定）を平成31年3月26日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第

13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る事項

福岡県土地利用基本計画図の農業地域及び森林地域の区域

2 変更の内容

計画図

変更する地域名	変更する区域	関係市町村
農業地域	次の図面のとおりに	北九州市
森林地域		筑紫野市、福津市

（「次の図面」は省略し、福岡県企画・地域振興部総合政策課及び関係市役所において縦覧に供する。）

公告

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第5項の規定に基づき、福岡県福岡西地域雇用開発計画について厚生労働大臣の同意を得たので、同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、当該計画書を福岡県福祉労働部労働局労働政策課において縦覧に供する。）

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営今福地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成31年4月12日から 平成31年5月20日まで	みやま市役所

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営黒木地区土地改良（農道整備）事業変更計画書の写し	平成31年4月12日から 平成31年5月20日まで	八女市黒木支所

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市今の庄二丁目398番10から398番17まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
古賀市今の庄二丁目15番34号
澁田 重敏

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字権道15番2、15番44、15・16番1合併6から15・16番1合併8まで及び15・16番1合併22
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大野城市緑ヶ丘一丁目9番11号
山崎 東

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市白水ヶ丘四丁目130番1、131番1及び132番から134番まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
春日市上白水七丁目133番地
八尋 テルヨ

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市井上字北薬師堂591番2及び591番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
三井郡大刀洗町大字鶴木1440番地113ラシーヌ大刀洗壺番館202
白井 勝己

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	指定年月日	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
30那整第915号 -6	平成31年3月6日	大野城市仲畑四丁目 283番3	11.21	4.00

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成31年4月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 都市計画事業の種類及び名称
筑豊広域都市計画道路事業 3・4・36-7 境口鴨生田線
筑豊広域都市計画道路事業 7・7・36-3 境口鴨生田線側道南2号線
筑豊広域都市計画道路事業 7・7・36-4 境口鴨生田線側道南3号線
筑豊広域都市計画道路事業 7・7・36-6 境口鴨生田線側道北2号線
筑豊広域都市計画道路事業 7・7・36-7 境口鴨生田線側道北3号線
- 2 施行者の名称
福岡県
- 3 事務所の所在地
福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県直方県土整備事務所 直方市日吉町9番10号
- 4 事業地の所在

- (1) 収用の部分

直方市新町一丁目、新町二丁目及び大字直方地内

- (2) 使用の部分

直方市大字直方地内